

公益社団法人日本セラミックス協会

資源・環境関連材料部会会則

1965年 3月17日制定

2012年 7月25日改定 理事会承認

(名称)

第1条 本部会は、公益社団法人日本セラミックス協会資源・環境関連材料部会という。

(目的)

第2条 公益社団法人日本セラミックス協会資源・環境関連材料部会（以下部会と称する）は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下協会と称する）の目的に従って関係者相互の親睦を図り、知識を啓発し、科学及び技術の進歩に役立つことを目的とする。

(事業)

第3条 部会は、目的達成のため、研究会、討論会、講演会、講習会、見学会、親睦会、その他セラミックス資源および環境に関連したセラミックス材料に関する学・業界の進歩発展に貢献する事業を行う。

(構成)

第4条 部会は原則として、協会会員のうち部会会員となることを希望する者をもって構成する。

(入退会)

第5条 入会しようとする者は、所定の申込用紙に記入のうえ、部会長に申しでるものとする。退会しようとする者は、その旨を部会長に申しでるものとする。

(役員)

第6条 部会に次の役員を置く。

- (イ) 部会長 1名
- (ロ) 副部会長 2名以内
- (ハ) 幹事 10名以内
- (ニ) 分科会主査 分科会毎に1名

(役員を選任)

第 7 条 部会長は、部会会員が互選したものについて、協会長が委嘱する。副部会長及び幹事は、部会会員中から、部会長が委嘱する。分科会主査は、分科会会員の中から部会長が委嘱する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、2 年とする。役員は、同一役職を重任することはできない。

(役員職務)

第 9 条 部会長が必要と認めた場合には、分科会を設けることができる。副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故があるときは、その職務を代行する。幹事は、必要な会務を処理する。分科会主査は、分科会の運営を行う。分科会主査は、分科会会員より分科会幹事 1 名を指名して分科会の事務を処理する。

(総会)

第10条 部会は、毎年度 1 回以上総会を開催し、次の事項を議決する。

- 1 役員選任
- 2 経過報告（事業報告、収支決算）
- 3 事業計画、収支予算
- 4 顧問委嘱
- 5 会則改廃
- 6 その他部会長が必要と認めた事項

なお、部会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。部会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業経費)

第 11 条 部会の事業経費は、通常の協会予算案で支弁するものとする。ただし、通常の協会予算案で支弁し難いものについては、あらかじめ予算について協会理事会の承認を受けるものとする。また、必要に応じ部会会員より部会行事経費の一部を徴収することがある。

(部会顧問)

第 12 条 部会長の諮問に応ずるため、部会総会の議を経て、部会に顧問を置くことができる。顧問は、学会、業界の学識経験者の中から部会長が委嘱する。

(事業計画及び収支予算)

第 13 条

- 1 本部会の事業計画書及び収支予算書は、部会役員の協力を得て、部会長が作成し、毎事業年度開始前に部会総会の承認を得、事業計画書は 2 月末までに、収支予算書は 4 月 10 日までに当協会会長に提出しなければならない。
- 2 やむを得ない事情により 1 項の遂行が困難な場合、これらの作成、提出は役員会の承認によることを妨げない。
- 3 2 項の場合にあつては、毎事業年度開始後の 4 月 10 日までに部会総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 14 条

- 1 本部会の事業報告書、収支決算書は、部会役員の協力を得て、部会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、当該事業年度終了後の 4 月 10 日までに部会総会の承認を得、当協会会長に提出しなければならない。
- 2 やむを得ない事情により 1 項の遂行が困難な場合、当該事業年度の 2 月末日に決算を締め切ることができる。
- 3 2 項の場合にあつては当該事業年度決算の日から 40 日以内に部会総会の承認を得、当該事業年度終了後の 4 月 10 日までに当協会会長に提出するものとする。

(収支差額の処分)

第 15 条

- 1 毎事業年度の収入が超過した場合は、超過した額を翌事業年度の予算に繰越金として計上する。
- 2 毎事業年度の支出が超過した場合は、超過した額だけ、協会よりの預託金の一部を収入として計上し、決算を行う。

(会則の改廃)

第 16 条 本部会会則の改廃は、部会総会の議決に基づき、協会理事会の承認を得て行う。

(改定の経緯)

2003年 4月24日改定 理事会承認

2010年 5月21日改定 理事会承認